

## 議 題

### 今後を見据えた本県における新型コロナウイルス検査体制の拡充について

行政検査を実施する機関に、帰国者・接触者外来及び地域外来・検査センター以外の医療機関（以下、「検査協力医療機関」という。）を追加する件について

#### **これまでの対応**

新型コロナウイルス検査（PCR検査及び抗原検査）については、県衛生研究所、県保健所、3市保健所、一部の帰国者・接触者外来及び地域外来・検査センターで実施。

#### **今後の対応**

今後、再び本県内で感染が大きく拡大する局面を見据えた体制整備として、既存の「帰国者・接触者相談センター（保健所）」及び「帰国者接触者外来（病院）」等における業務を低減させ、かつ、感染を疑う者が速やかに受検できる体制の確立が必要である。

また、国は、迅速に結果が得られる抗原（定性・定量）検査を保険適用させるとともに、検体採取に伴う感染リスクを低減させるため、検査検体に唾液を追加する等、新たな検査体制を示している。

については、本県においても、「帰国者・接触者相談センター（保健所）」を介さず、感染を疑う者を診察した医師の判断により早期に検査を実施する体制を拡充するため、行政検査の委託先に「検査協力医療機関」を追加し、検査体制を強化していく。

#### **新たな検査体制について**

別紙参照

#### **変更日**

令和2年7月21日

# 今後の新型コロナウイルス検査体制について

